

桐生市市立小学校の小規模校化に係る適正規模・適正配置についての方針

平成19年9月3日

桐生市教育委員会
教育長 中嶋三代支

はじめに

全国的に児童生徒は少子化により減少の一途をたどっており、桐生市においても同様に平成19年5月1日時点での小学校学齢児童は6,797人ですが、平成25年度には、5,606人と見込まれ、この6年で約1,200人が減少することとなります。

桐生市教育委員会では、こうした少子化などによる児童の減少に伴い、市立小学校が小規模校化している状況にかんがみ、平成17年10月に「市立小学校の小規模校化に関する調査研究会」を設置し、小学校校長会と共同で市立小学校の小規模校化による教育上及び学校運営上の諸問題について調査研究を行い、その研究結果を冊子「今、小学校は・・・」(平成18年3月作成)にまとめました。研究では、小規模校には良い点もたくさんあることがわかりましたが、小規模校では児童相互の刺激や良い意味での競争が少ないため、児童がより豊かな人間関係を築き、社会性を身に付けることが難しいという部分もあることがわかりました。

小学校教育では、自ら夢と希望を持ち、未来に向かって多様な可能性を開花させ、たくましく生きる力を身につけてほしいと考えております。そのためには、知・徳・体の調和が取れた、創造的で個性豊かな人間性を持った児童の育成が大切であると考えます。そして、これらの教育目標を効果的に達成するためには、様々な条件が備わっていることが重要であると考え、多様な教育活動が展開される条件を整備するため、市立小学校の適正規模と適正配置を行うための方針を定めようとするものです。

1 現状と課題

(1) 桐生市の小学校

当市の多くの小学校は、明治初期の激動の中で、将来の地区の発展は人材の育成にあるとし、地区住民の叡智と熱意によって創設されました。

現在では、市内各地区に19の市立小学校が設置され児童(「学齢児童」と同義)が学んでいます。

しかし、ますます進む少子化、ドーナツ化現象あるいは過疎化などにより、児童が減少し、いくつかの小学校では小規模校となり、いろいろな教育問題を抱えています。

小規模校(小学校): 学級が6~11学級の小学校(ただし、特別支援学級は除く)

注: 学級が5以下とは、当該小学校に複式学級が設置され、学校教育法施行規則第18条に規定される分校の学級となります。現在のところ桐生市内には分校はありません。

(2) 市立小学校の児童と学級

平成19年度市立小学校の児童と学級(表1)

平成19年5月1日現在

項目 小学校	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特学		計	
	児童 人	学級														
東	49	2	68	3	49	2	61	2	61	2	55	2	9	2	352	15
西	46	2	53	2	48	2	57	2	60	2	48	2	1	1	313	13
南	35	1	36	1	36	1	42	2	54	2	47	2	3	1	253	10
北	55	2	54	2	56	2	51	2	58	2	53	2	2	1	329	13
昭和	25	1	24	1	31	1	27	1	22	1	30	1	1	1	160	7
境野	101	4	94	4	95	3	101	3	103	3	99	3	6	2	599	22
広沢	118	4	114	4	91	3	111	3	98	3	88	3	2	1	622	21
梅田南	36	1	35	1	37	1	44	2	28	1	37	1	2	1	219	8
相生	86	3	124	5	93	3	76	3	92	3	101	3	1	1	573	21
川内南	72	3	88	3	80	2	77	2	79	2	64	2	1	1	461	15
川内北	16	1	14	1	16	1	15	1	14	1	16	1	0	0	91	6
桜木	44	2	49	2	49	2	54	2	53	2	43	2	4	2	296	14
菱	45	2	66	3	54	2	53	2	57	2	84	3	2	1	361	15
天沼	92	4	123	5	107	3	111	3	109	3	104	3	9	2	655	23
神明	53	2	55	2	50	2	51	2	58	2	55	2	1	1	323	13
新里中央	70	3	59	2	72	2	63	2	66	2	68	2	3	2	401	15
新里東	100	4	95	4	78	2	81	3	91	3	101	3	2	1	548	20
新里北	24	1	15	1	33	1	23	1	26	1	19	1	2	1	142	7
黒保根	12	1	13	1	16	1	20	1	16	1	21	1	1	1	99	7
計	1079	43	1179	47	1122	36	1118	39	1145	38	1133	39	52	23	6797	265

児童・学級は、「平成19年度学校編制状況等一覧」による。

学級については、県教育委員会の「ぐんま少人数クラスプロジェクト」導入後のものです。

(3) 市立小学校の児童と学級予測

平成25年度市立小学校の児童と学級予測(表2)

項目 小学校	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計	
	児童 人	学級												
東	49	2	44	2	46	2	59	2	50	2	61	2	309	12
西	39	1	30	1	47	2	49	2	60	2	64	2	289	10
南	25	1	27	1	24	1	26	1	29	1	41	2	172	7
北	26	1	33	1	35	1	40	1	37	1	42	2	213	7
昭和	31	1	18	1	20	1	24	1	27	1	40	1	160	6
境野	91	3	67	2	79	2	77	2	74	2	87	3	475	14
広沢	80	2	89	3	119	3	109	3	113	3	114	3	624	17
梅田南	25	1	23	1	39	1	29	1	39	1	23	1	178	6
相生	79	2	71	2	78	2	89	3	80	2	70	2	467	13
川内南	44	2	52	2	68	2	60	2	66	2	73	2	363	12

川内北	11	1	11	1	11	1	10	1	10	1	12	1	65	6
桜木	47	2	43	2	41	2	46	2	60	2	59	2	296	12
菱	22	1	29	1	22	1	42	2	41	2	39	1	195	8
天沼	76	2	67	2	101	3	93	3	128	3	103	3	568	16
神明	37	1	50	2	49	2	41	2	40	1	56	2	273	10
新里中央	34	1	46	2	36	1	61	2	46	2	67	2	290	10
新里東	75	2	77	2	88	3	76	2	96	3	95	3	507	15
新里北	7	1	21	1	11	1	13	1	19	1	24	1	95	6
黒保根	11	1	11	1	7	1	13	1	8	1	17	1	67	6
計	809	28	809	30	921	32	957	34	1023	33	1087	36	5606	193

「平成19年度義務教育就学前幼児数調査」(平成19年5月1日現在)をもとに作成。なお、学級については、県教育委員会の「ぐんま少人数クラスプロジェクト」を反映させていません。特別支援学級については、予測できないので表から外してあります。

表1・2によると、平成19年5月1日では小規模校が6校であったのが、平成25年度では11校に増加することが見込まれます。(下表参照：網かけされているところが小規模校)

平成19年度と平成25年度推計の各小学校の学級・児童比較

年 度 小学校	平成19年度		平成25年度	
	学 級	児 童 (人)	学 級	児 童 (人)
東 小	13	343	12	309
西 小	12	312	10	289
南 小	9	250	7	172
北 小	12	327	7	213
昭 和 小	6	159	6	160
境 野 小	20	593	14	475
広 沢 小	20	620	17	624
梅田南小	7	217	6	178
相 生 小	20	572	13	467
川内南小	14	460	12	363
川内北小	6	91	6	65
桜 木 小	12	292	12	296
菱 小	14	359	8	195
天 沼 小	21	646	16	568
神 明 小	12	322	10	273
新里中央小	13	398	10	290
新里東小	19	546	15	507
新里北小	6	140	6	95
黒保根小	6	98	6	67
計	242	6,797	193	5,606

注) 特別支援学級は含まれていません。

(4) 小規模校の教育問題

小規模校の良い点を一言で言えば、児童一人一人に目が届き、個々に応じた、きめ細かな指導が出来るということです。反面、児童相互の刺激や良い意味での競争が少ないため、児童をたくましく育てることが難しい部分もあるということも言えます。

小規模校だからこそできる教育上の良い点もたくさんあります。しかし、また、小規模校ではどうしても達成しにくい教育上の目標もあります。

教育目標を効果的に達成するためには様々な条件が備わっていることが大切です。その条件が十分に満たされない中で教育が行われることは、児童にとって好ましくない状況であると言えます。

次の表は小規模校におけるメリット及びデメリットについてまとめたものです。

	小規模校のメリット	小規模校のデメリット
全般	・繰り返し練習する学習の場合など、児童一人一人に直接的な指導を行いやすい。	・クラス替えが行えず、6年間同じ児童と過ごすことになり、友人関係の固定化や序列化を招く恐れがある。
	・縦割りグループを取り入れて、異なった学年との交流が図りやすい。	・多様な考えや価値観を持った児童との出会いに恵まれにくい。
	・運動場や特別教室など、学校施設が余裕を持って使用できる。	・クラブ活動などに限りがあり、多種多様な興味や関心に応じにくい。
	・運動会などの学校行事において、出場や発表の機会が多い。	・運動会などの学校行事において少人数のため全体的な盛り上がりには欠ける傾向がある。
	・教員間で指導方針などについて、共通理解が得やすい。	・学級対抗が無いなど、切磋琢磨する機会に恵まれにくい。
		・教員間の教材研究や指導方法について単独で取り組む状況になりやすい。
国語	・本読みや書き取りはよくできる。発表の機会が多い。	・様々な児童の考えを取り入れて「私はこう考える」という考えを深める学習ができにくい。
算数	・掛け算九九の練習など、繰り返す学習では、成果が期待できる。	・文章題など考え方を深める問題では、様々な考えを出し合うことが重要ですが、多様な意見が出にくい。
体育	・個々への指導が行き届き、安全面が徹底しやすい。	・サッカーなどの集団種目は、学級の状況によっては、ミニゲームとなり正規のルールなどを体得できない場合がある。また、常に限られたチーム編成になる場合がある。
音楽	・少人数合奏が効果的に練習できる。楽器など、教材が余裕を持って活用できる。	・多人数の合奏や合唱を聴いて音のバランスや音色を比較することができにくい。多くの人数を必要とする吹奏楽や合唱などの演奏がむずかしい。

(5) 少人数指導と小規模校

教科指導の観点から、少人数指導の有効性が指摘され、特に低学年における知識、理解を視点とした基礎学力の定着には効果があるといわれています。

これらを受けて、群馬県教育委員会では「ぐんま少人数クラスプロジェクト」を実施しています。

この少人数指導のためのプロジェクトは、低学年及び算数における少人数指導の有効性に着目して導入されたものでありますが、教科や単元によっては、多人数のほうがいろいろな意見が出やすく、考えを深め理解しやすいものもあり、一概に、「小規模校は、少人数指導ができるので良い」とは言えないと考えます。

「ぐんま少人数クラスプロジェクト」

さくらプラン

- ・小学校第一・二学年で、20～30人の少人数学級が編成できるように教員を特別に配置する。
- ・小学校第一・二学年で、一学年1学級(31～39人)の場合は、非常勤講師を配置する。また、非常勤講師が配置された学校には、さらに非常勤講師1人を増員し、実質的に30人学級を実現する。
- ・小学校第三学年で、31人以上の学級には、非常勤講師を配置し、実質的に30人学級を実現する。第三学年に在籍31人以上の学級が1つでもあれば、30人の学級にも非常勤講師を配置する。

ステップアップティーチャー

- ・小学校第四学年～中学校第三学年の算数・数学で20人程度の学習クラスを編成して少人数指導が実施できるように教員を配置する。

(6) 集団生活を通しての学び

一学年単学級よりも複数の学級が編成できる児童数である方が、集団生活を通して学ぶことがより多くなり、また、クラス替えは新しい仲間との出会いになり、それが刺激になり、改めて自分を見つめたり人間関係を考えたりするようになり、さらには新しい集団を作りあげていくことを学ぶ機会にもなります。このことが児童にとって重要です。

(7) 専科教員の配置

昨今、大学への志願者に占める理工系志願者の割合が低下傾向にあるなど、若者の理工系離れが懸念され「科学技術離れ」や「理科離れ」といった指摘がある中、初等中等教育段階において、自ら学び自ら考える力や創造性の基礎となる力の育成、さらには豊かな科学的素養の育成に努めることが重要となっています。

平成19年度群馬県市町村立小・中・養護学校県費負担教職員配当基準によりますと一学年単学級の学校では1人の専科教員が配当され、学校の多くは音楽の教員を配置する傾向があります。しかし、一学年で複数の学級を編成できるようになれば、専科教員が2人、(24学級以上は3人)配当され、音楽のほか理科などの専科教員を配置することが可能となり、より専門性を生かした教育活動を行うことができるようになります。

平成19年度群馬県市町村立小・中・養護学校県費負担教職員配当基準

5学級以上13学級以下の小学校には専科教員が1人、14学級以上23学級以下の小学校には専科教員が2人、24学級以上の小学校には専科教員が3人配当される。

(8) 小規模校の学校運営

小規模校の教育問題を考える上で、学校運営問題は避けて通れません。

小学校の運営は校長を中心にして、児童の教育のほかさまざまな小学校の職務（校務分掌）にも対応していかなければなりません。

小規模校の場合、教職員間の相互理解や共通理解の形成は比較的容易な条件下にあります。しかし、校務分掌については、教員の数が少なく教員一人あたりの負担は多くなり、教育活動に影響があることも否定できません。

教育委員会では、学校運営に関するさまざまな会議や研修などではできるだけ夏休みや授業終了後に開催するなどし、これらに参加する教員が担当するクラスの自習時間を極力抑えたり、また、各小学校においてもきちんと対応できるように工夫をしていますが、適正規模校に比べて、その調整に多くの労力を割かなければなりません。

(9) 適正規模・適正配置の必要性

小規模小学校における入学から卒業までの6年間、少人数のため同一児童で編成される学級では、低学年の時や個別の学習指導面で利点もありますが、人格形成の基礎段階といわれている小学校教育において、これが十分な教育環境であるとは考え難いものがあります。一方、小学校は教育施設であると同時に地域における象徴的な文化施設であり、地域住民の社会的紐帯機能を有していることも事実です。したがって、その統合には地域の皆さんの理解と協力が欠かせません。

しかし、やはり小学校は教育施設であり、児童の教育環境を適正に保てることが小学校存続の必要な条件でなければなりません。

以上を総合的に判断して、小規模小学校の適正規模、適正配置は、当該小学校の歴史的、地理的、地形的要件や地域コミュニティなどを考慮した地域特性を踏まえ、検討に入るべきものと考えます。

2 適正規模・適正配置の方針

(1) 目的

近隣校との統合や学区の変更などをもって小規模校を適正な規模とし、児童の教育環境の一層の充実を図ることを目的とする。

(2) 適正規模

教育効果との相関、教員配置などの教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、次のとおり適正規模の範囲を定める。

適正規模 12～18学級（1学年2～3学級）

上記の学級については、「群馬県市町村立小・中・特別支援学校学級編制基準」により1学級40人で学級編制を行った場合の学級とし、特別支援学級は含めない。

国の標準規模、適正規模に関する考え方

学校教育法施行規則第17条及び第55条では「標準」、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び同施行令第4条では「適正な規模」とされている。

(3) 適正配置の検討と地域特性

ア 基本方針

教育行政方針に則り、児童の教育環境の一層の充実を図ることを目的に、小規模校を適正な規模とするため、当該小学校の歴史的、地理的、地形的要件や地域コミュニティなどを考慮した地域特性を踏まえ、地域と十分調整を図り、地域住民の理解と協力を得ながら、近隣校との統合や学区の変更などを検討することとします。

イ 地域特性

学校は教育施設であると同時に地域における象徴的な文化施設であり、住民のよりどころとなる機能を有しております。そしてどの地域でも、統合に關しての思いは、学校を残していただきたいというのが偽らざる思いであると考えられます。そこで、小学校の適正配置を考えるとき、平成17年6月13日に合併した「新里村」「黒保根村」の地域状況及び文化的土壌を考慮すれば、旧市内と同列に論ずることはできないと考えます。また、当合併以前の桐生市においても、幾度かの合併を経て現市域が形成されてきたという経緯から、合併により桐生市に編入となった地域の小学校においても、これらを十分に考慮したものでなければならぬものと考え、市町村の合併といった経緯や地理地形面、さらには通学時間・通学距離などの様々な条件を考慮し、市域をいくつかの地区に分け、適正配置をそれぞれの地域特性に基づいて検討します。

(ア) 東小・西小・南小・北小・昭和小地区

当地区は、市街地の中心という特性からそれぞれに隣接する小学校間の距離は最も遠いところで、南小と東小であり、その距離は1.6 Km(「goo 地図ルートガイド」による)です。各学校間の距離は比較的短く、児童の通学時間も極端に長くはならず、ある程度の統合や学区の変更を行うことは可能であると考えられます。したがって、当地区の小学校では、学級が6学級(1学年1学級)となったとき、児童の教育環境の一層の充実を目指して、小規模校を適正な規模とするため適正配置を検討することとします。

(イ) 境野小地区、梅田南小地区、広沢小地区、菱小地区、桜木小・神明小地区、相生小・天沼小地区、川内南小・川内北小地区

地域特性として各地区内に1校は小学校を残したいと考えます。したがって、境野小、梅田南小、広沢小、菱小については、複式学級での学級編成が見込まれる状況になったとき、適正配置を検討することとします。

次に桜木小・神明小地区、相生小・天沼小地区、川内南小・川内北小地区に

については、上記の地区と同様に当該地区内に1校は小学校を残したいと考えます。しかし、同地区内に2校の学校を有することから、これに至るまでは、全校の学級が6学級（1学年1学級）となったとき、適正配置を検討することとします。なお、川内南小・川内北小地区については、地理地形的な面から通学距離を考慮しなければならない面があると考えられますが、スクールバスの導入など通学手段を確保すれば適正配置を検討することが可能な地区であると考えます。

（ウ）新里中央小・新里東小・新里北小地区

当地区は、平成17年6月13日に桐生市と合併した地区であり、また、地理的地形的要件や通学距離などを十分に考慮しなければならない地区であると考えられます。したがって、新里中央小・新里東小・新里北小地区は、複式学級での学級編成が見込まれる状況となったとき、適正配置を検討することとします。

（エ）黒保根小地区

当地区は、平成17年6月13日に桐生市と合併した地区であります。また、当地区には、小学校が1つしかなく、当小学校の現在の状況は全学年1学級ではありますが、地理地形面や通学距離から判断すれば、適正配置は困難であると考えます。

なお、（ア）～（エ）に示した各地区の特性に基づいた検討方針に係わらず、地区住民や保護者などから適正配置を検討してほしい旨の要望があったときは、適正配置を検討することとします。

学級については、「群馬県市町村立小・中・特別支援学校学級編制基準」により、1学級40人で学級編制を行った場合の学級とし、特別支援学級は含めない。

小学校の複式学級（二つの学年の児童で編成する学級）：「群馬県市町村立小・中・特別支援学校学級編制基準」

1. 第1学年の児童を含む学級 8人（1学級の児童）
2. 第1学年の児童を含まない学級 16人（1学級の児童）

見込まれる状況とは、毎年実施される「義務教育就学前幼児数調査」により複式学級の編成が見込まれるときとする。

ウ 検討の進め方

適正配置の検討には、地区住民の理解と協力が不可欠であります。したがって、小学校や中学校のPTA会長をはじめ地区住民の代表者などで構成する「検討委員会」を設置し検討することとします。

エ 実施計画の作成

「検討委員会」での検討結果を踏まえ、実施計画を作成します。

(4) 方針の見直し

この「適正規模・適正配置の方針」は、学級編成基準の改訂などの教育制度改革や市民ニーズの変化など社会情勢を踏まえて必要に応じて見直すものとします。